

4 今後の雇用に関する手続き（新会社における募集・採用手続き）

今後、公社、新会社それぞれが行う雇用に関する手続きをお知らせします。

	公社としての手続き	新会社としての手続き
H19. 2	<p><u>退職・再採用の予告</u> 3月末に予定雇用期間満了となる方のうち、4月以降引き続き働いていただく方に対して、再採用の意向確認等を行います。</p>	<p><u>周知</u> (対象：4月以降引き続き働いていただく方) ① 新会社と労働契約を締結するための手続き ② 休暇やスキルレベルなどの労働条件の取扱い 等の概要の周知を行います。</p>
H19. 3末	<p><u>予定雇用期間満了</u> 予定雇用期間満了により退職となります。</p>	
H19. 4	<p><u>採用</u> 引き続き働いていただく方に対して、採用の手続きを行います。 なお、予定雇用期間は長くとも平成19年9月末までとなります。</p>	
H19. 6～ H19. 7		<p><u>募集</u> 〔対象：4月以降引き続き働いている方 10月以降新たに働いていただくことを希望する方〕 募集局所、仕事の内容、勤務日時、給与額 等の周知を行います。</p>
		<p><u>申込み</u> 〔対象：4月以降引き続き働いている方 10月以降新たに働いていただくことを希望する方〕 申込先、申込み方法 等の周知を行います。 申込み方法に従って、それぞれ申し込んでください。</p>
H19. 8	<p><u>退職予告</u> 9月末に予定雇用期間満了となる方に対して、退職の予告をします。</p>	<p><u>採用決定</u> 10月以降新たに働いていただくことを希望する方を含めて、申込みをいただいた方を選考し、採用を決定した方にその旨を通知します。</p>
H19. 9末	<p><u>予定雇用期間満了</u> 予定雇用期間満了により退職となります。</p>	
H19. 10		<p><u>採用</u> 新会社との間で労働契約を締結し、実際に新会社で働き始めることとなります。</p>